

台風 15 号により被害に遭われた市民の皆さまへ【第 5 版】

第 4 版からの修正箇所

令和 5 年 4 月 1 日修正

◆申請終了に伴う修正

下記の支援制度は、申請終了となり削除しました。

No.	区分	支援制度
8	(2)	土砂など障害物の除去
9		借上げ型応急住宅の提供
10		床上浸水家屋用消毒液の配布
11	(3)	個人市県民税の減免(所得金額による条件あり)
12		固定資産税の減免
13		国民健康保険税の減免
14		後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予
15		介護保険料の減免・徴収猶予
16		介護保険サービス利用料の減免(所得金額による条件あり)
17		障害福祉サービス利用料の減免
18		障害児通所支援利用料の減免
19	(4)	放課後児童クラブ利用料の減額又は免除
20		幼稚園・保育園等の利用料の減額又は免除
21	(5)	被災事業者事業継続支援金の支給
22		被災農業者事業継続支援金の支給
24	(6)	上下水道料金の減免
25		被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
26		自家用車等被災者へのタクシー助成券の交付

◆申請期限の修正

【No.7】(2)住宅に関する支援 住宅の応急修理 のうち 申請期限

≪修正前≫令和 5 年 3 月 31 日 ※完成期限

≪修正後≫令和 5 年 9 月 22 日 ※完成期限

◆相談終了に伴う修正

P1 「3 ところとからだのケアについて」のうち「専門スタッフによるオンラインカウンセリング(株式会社 cotree)は、相談受付が終了となり削除しました。